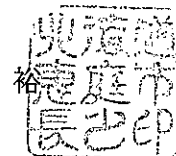


恵庭市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、以下のものを指定公金事務取扱者に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月7日

恵庭市長 原田



1. 指定公金事務取扱者の住所および名称

北海道恵庭市恵み野北3丁目1番1

(株) ガーデンシティ恵庭

2. 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月7日

委託する歳入の徴収又は収納事務

盤尻パークゴルフ場使用料

3. 委託する期間

令和8年4月7日から令和8年11月30日まで